



厚生労働省福島労働局発表
平成24年11月13日

担	福島労働局 労働基準部 賃金室
当	室長 舞木宏守
	賃金指導官 鈴木隆志
	電話 024-536-4604

福島県産業別最低賃金（5業種）、6～8円引き上げ

—福島地方最低賃金審議会が答申—

- 1 福島労働局長（河合智則）は、福島県産業別最低賃金（5業種）の改正を福島地方最低賃金審議会（会長尾形克彦）に諮問し、同審議会は本日までに、下表のとおり改正を答申しました。
- 2 この答申により、公示等の手続を経て、自動車小売業最低賃金は「平成24年12月28日」、他の4業種の最低賃金は「平成25年1月11日」に発効する予定です。
- 3 福島労働局では、今後、産業別最低賃金の改正について、周知・徹底を図っていくことにしています。

産業別最低賃金の種類	時間額	引上額	発効予定年月日
自動車小売業最低賃金	761円	+7円	平成24年12月28日
輸送用機械器具製造業最低賃金	765円	+7円	平成25年 1月11日
非鉄金属製造業最低賃金	778円	+8円	平成25年 1月11日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	730円	+6円	平成25年 1月11日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	763円	+6円	平成25年 1月11日